

法テラス「相談援助」利用による

無料

賃金に関する法律相談



「給料を払ってくれない」、「言われていた賃金よりも低かった」
「残業代を払ってくれないが、どうしたらいいだろう」
「残業が多すぎて辞めたいが、サービスで残業していた分請求できるか」

賃金未払い(解雇されたことに伴うものを含む)、残業代、長時間労働・サービス残業など賃金に関する相談をお受けします。
まずは、弁護士にご事情をお話してください。



日 程： 毎週土曜日 12:45～14:45

ただし、年末年始を除く

場 所： 神奈川県弁護士会横浜駅西口法律相談センター

料 金： **無料(30分以内)**

予約受付： TEL **045-620-8300**

月・火・木・金 9:30～17:00

水 9:30～19:00

土 9:30～15:30

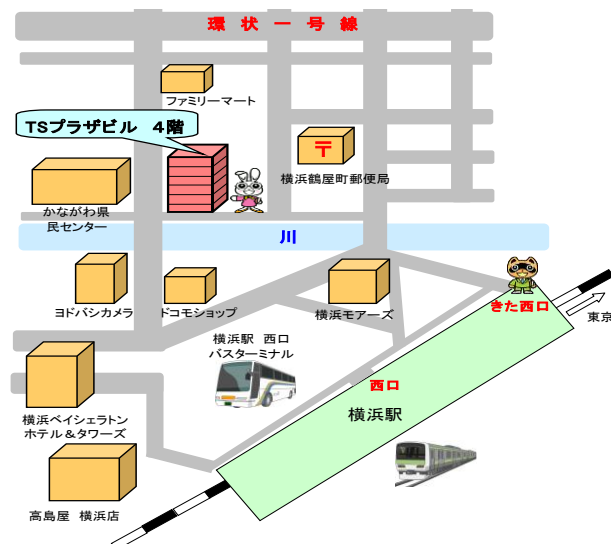
★場所のご案内

神奈川県弁護士会横浜駅西口法律相談センター

横浜市神奈川区鶴屋町 2-23-2

TSプラザビル 4階

※横浜駅西口より徒歩5分



★予約制ですので、事前にご予約ください。
恐れ入りますが、先着順とさせていただきます。
★本相談は法テラス「相談援助」を利用した相談です。

法テラスを同一内容で3回(以上)利用されていますと、相談回数の制限により、本相談をご利用できません。また、収入が一定額以下であることなどの条件がございます。
詳しくは相談センターにお問合せください。

ご予約はお電話または
インターネットで承ります！
<http://www.kanaben.or.jp/>

